



組織の少子高齢化と低生産性を乗り越えるには  
「生命保険」経営者として必要な最低限の保証額とは？  
法人経営者と年金について  
その設備投資ちょっと待って！～固定資産税が最大ゼロ～

## 組織の少子高齢化と低生産性を乗り越えるには

国税庁から黒字申告割合が公表されています。過去最高だった1973年度(65.4%)の半分にも満たない低い数字が1993年度から23年も続いていることになり、黒字申告割合は低水準が続いています。経営革新をして儲かる企業体質にできればよいのですが、増える廃業、減る開業でさらに経営者の平均年齢は上がる一方という「会社の少子高齢化でかつ低生産性」とも呼ぶ事のできる状態に陥っています。

日本の一人当たりの所得レベルを表す名目GDPをみても1995年にはイギリスの2倍、アメリカの1.5倍を達成していたものが現在はアメリカをはるかに下回る水準にまで落ち込んでしまっています。過去の栄光にすがって「いつかはまた景気が回復するかもしれない」と考える人もいらっしゃるかもしれませんが、歴史を紐解けばいったんは先進国となりながら没落してしまった国々がたくさんあります。16世紀までは世界の超大国として君臨した中国のその後の没落がありますし、19世紀後半から20世紀の初頭までイギリスの所得を追い上げたアルゼンチンも現在は没落していることをみることができます。

日本自体をみても明治時代の初頭に一番豊かで人口の多かった県は新潟県です。当時の経済の基盤は農業であり、その農業の生産性が一番高い県が自然の条件にも恵まれた新潟県だったのですね。

「日本には技術力があるから大丈夫」という意見もありますが国際的にみてトップレベルにあるのは一部の製造業のみで、ならしてみればアメリカの70%、イギリスの80%程度にすぎないという推計もあります。革新が停滞し発展途上国に戻りつつある日本と構成する中小企業などの組織が再び成長をするためには外国技術を学習し導入することにより経営革新、技術革新をはたしていく事が必要ではないでしょうか。

競技用ボールの世界的企業として有名な(株)モルテンは、同じく広島(株)ミカサから独立しています。(株)ミカサが1917年創業で売上が82億円で従業員が139人の経営規模の成長に対して(株)モルテンは1958年と41年遅れのスタートにも関わらず売上403億円で従業員が645人の成長ぶりです。この成長要因は、アディダスからの技術導入によりバレーボールやバスケットボールなどの世界で公式球として採用され世界的に普及していった事が大きいと思います。今では逆にアディダスに技術供与する活力ある企業像を実現しています。

世界中に展開が進む日本のコンビニエンス・ストアも、もとはアメリカのシステムをイトーヨーカ堂の創業者、伊藤雅俊氏が導入して長野県出身の鈴木元会長が磨きあげた仕組みです。

伊藤雅俊氏が一番尊敬する安曇野市出身の新宿中村屋の相馬愛蔵氏が現在の日本のパン文化を作るヒット商品を生み出す事ができたのも外国の技術者や製造機械の導入があったからです。

現在の日本経済を牽引する自動車産業にしても、蒸気自動車としてならフランスですし現在の形態のものでドイツのダイムラーベンツが開発、アメリカのフォードの作り出した仕組みを日本が一番上手に取り入れる事ができたことにあります。

中国が世界一の技術国でもあったときには「和魂漢才」といい日本固有の武士道などの精神をもって中国伝来の学問や技術を活用することが重要だと認識されていました。明治時代からは和魂洋才と言い換えられ西洋から学ぼうというスローガンになっています。前人未踏の1093を超える発明をした世界の発明王、発明をビジネスとして成立させ世界企業GEを作り上げた経営者でもあるエジソンの座右の書は新渡戸稲造の「武士道」であり3冊も購入しアンダーラインや書き込みだらけにし、「私は武士道の精神を発明に当てはめた」とコメントしています。少子高齢化、低生産性の組織を改革していくために改めて「和魂洋漢才」を心がけてみませんか。

成迫 升敏

## 「生命保険」 経営者として必要な最低限の保証額とは？

「万が一のために生命保険で備えましょう」経営者の方はよく聞く言葉ではないでしょうか？では、ご自身の身に万が一のことがあり事業を廃業しなければならない場合、遺族に負担が掛からないようにするには経営者として最低限どれだけの生命保険に加入していればよいのか考えてみたいと思います。

### 個人事業の場合

後継者がいない、または後継者はいるが事業のために必要な資格（医師、歯科医師、薬剤師等）などを持っていないというケースでは、現在の経営者が不幸にも死亡した場合、事業を清算、廃業せざるを得ない可能性が高くなります。その際に必要となる資金は以下の項目となります。

#### 事業用借入金

事業用借入金には、銀行から借り入れている短期借入金、長期借入金。第三者から借り入れている借入金があります。

清算、廃業後借入金が残ると個人事業では相続人に引き継がれてしまいます。

団体信用保険がついている借入金は経営者の死亡により借入金が完済されますので対象となりません。

#### 従業員退職金

廃業となると従業員は退職となります、その際に支払うべき退職金を備えておく必要があります。中退金などの制度に加入している場合はその額を控除します。長期間雇用していた方は高額となる可能性があります。

#### 買掛金、未払金

仕入れや経費などの支払いを数ヶ月後としている場合には、これらの支払い資金も備えの対象となります。

#### リース契約の未経過分

事業を廃業するのでリースで調達した機械も不要になります。そのためリース契約を解約することになりますが、その際には残りのリース期間のリース料を一括で支払わないと解約できません。リース料の未払分も借入と同じく備える対象となります。忘れがちな項目ですのでリース契約が多い場合は注意が必要です。

廃業時には ~ の金額を合計した金額が必要となりますが、事業用の現預金や売掛金があればその資金で支払いとなります。支払いきれない不足額が生命保険で備えるべき保障額となります。

### 法人経営の場合

法人経営の場合には個人事業であげたものに加え、 に役員借入金、 に役員退職金が備えの対象となります。また、法人契約で法人に保険金が支払われた場合は収益として扱われることがありますので、法人税等を支払った後に保障額が残るように税金を加味して設定する必要があります。

上記は事業を廃業したときに遺族に負担が残らないようにするための最低限の必要保障です。現時点で必要な額が保障されているか確認してみたいでしょうか。

その次のステップで遺族の将来の生活費や、相続税の納税資金などについても備えなければなりません。現在の加入している保険の確認、整理などをお勧めいたします。

金沢佳光



## 法人経営者と年金について

現在、日本の公的年金の受給開始年齢は原則 65 歳です。しかし経営者には定年が無く、後継者問題などもあり 65 歳以降も報酬を受け働いている方も多いかと思えます。

帝国データバンクの調査によると、後継者不在率は全体の 66.4% (2018 年 10 月時点) であるという結果が発表されました。また、中小企業庁の調べでは、今後 10 年間で 70 歳を超える全国の中小企業経営者は約 245 万人になると試算しています。

経営者の年齢が上がり、年金をどのように受け取るか考える必要があります。

### 年金の受給

65 歳以上の方が働きながら (厚生年金加入) 老齢厚生年金を受給する場合、標準報酬月額相当額 (標準月額報酬+直前 1 年間の賞与 ÷ 12) と年金月額の合計が 46 万円以下であれば、年金は満額受け取れます。46 万円を超えた場合はその超えた分の 2 分の 1 が支給停止となります。更には、年金月額が支給停止額を下回る場合は、全額支給停止となります。(老齢基礎年金は対象外です。)

年金月額 15 万円の場合の標準報酬月額相当額による比較

○26 万円の場合

15 万円 + 26 万円 = 41 万円 41 万円 < 46 万円 のため年金は全額受給

○41 万円の場合

15 万円 + 41 万円 = 56 万円 56 万円 > 46 万円のため調整計算あり

支給停止額 (15 万円 + 41 万円 - 46 万円) ÷ 2 = 5 万円

調整後の年金月額 15 万円 - 5 万円 = 10 万円

○62 万円の場合

支給停止額 (15 万円 + 62 万円 - 46 万円) ÷ 2 = 15.5 万円

調整後の年金支給額 15 万円 < 15.5 万円 = 0 円

一部もしくは全額支給停止となった年金は将来的に上乘せず、受け取る権利を失う、という事になります。

### 年金をできるだけ多く受け取るには？

一般的な方法として、標準報酬月額相当額 (= 役員報酬) を下げるという方法が考えられます。また、単純に役員報酬を下げる方法のほか、役員報酬の総額は現状のまま、その一部を事前確定届出給与として役員賞与を支給する方法もあります。

役員報酬は定期 (毎月) に同額で支払う報酬以外は原則損金 (経費) になりませんが、事前確定届出給与として定期以外の報酬 (役員賞与) の支払時期と支払金額を事前に税務署に届け出て、届け出通りに支払うことより損金となります。

賞与の場合の厚生年金保険料は保険料率によって計算されますが、計算上の上限額が 1 か月あたり 150 万円のため、その上限を利用して標準月額報酬相当額を下げる事が可能となります。事前確定届出給与で支給した役員賞与は税務上はもちろん社会保険の計算上も賞与として扱われます。

仮に役員報酬総額が年 1,200 万円で月額 100 万円を支給した場合、標準月額報酬相当額は 62 万円となります。月額を 15 万円とし、事前確定届出給与として 1,020 万円を年 1 回支給した場合、標準月額報酬相当額を 27.5 万円 (15 万円 + (150 万円 ÷ 12)) まで下げることが可能となります。この場合、年金額が 18.5 万円までであれば全額受け取ることができます。

### 最後に

年金はこれまで保険料を支払ってきたことに対する権利であり、老後生活の資金源となります。事業承継をお考えの経営者にとっては、計画的に事業承継を進めることにより、年金受給開始年齢に合わせて代表取締役を退任し分掌変更をして役員報酬を下げながら年金を満額受給していくという選択肢も可能となります。

まずはご自身がどれだけ年金を受け取ることができるか毎年送られてくる年金定期便や年金額改定通知書等でご確認いただき、皆様方にとって一番良い働き方と年金の受給方法を選択していただければと思います。詳細やご不明な点等ございましたら担当者にお問い合わせ下さい。 清水嘉人



## その設備投資ちょっと待って！～固定資産税が最大ゼロ～

事務所通信 314 号でご紹介した固定資産税の特例ですが、平成 30 年 9 月 30 日時点で 14,272 件が認定されています。この特例は中小企業者又は個人事業者が、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づいて新規設備投資した場合、対象新規設備の固定資産税が 3 年間ゼロになる制度です。長野県のほぼ全ての市町村が対象になっていますが、該当するかは中小企業庁の HP でご確認ください。

【中小企業庁 <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/2018/180904seisansei.htm>】

また、現在設備投資をした際に使える制度として「先端設備等導入計画」の他に「経営力向上計画」がありますが、併用も可能なため、今回は比較と活用法をお伝えします。

### 最先端設備等導入計画と経営力向上計画の比較

	先端設備等導入計画	経営力向上計画
申請先	市町村	所管の経済産業局
工業会の証明書	必要	必要
固定資産税の特例	固定資産税が 3 年間ゼロ	固定資産税が 3 年間 1/2
税制	取得価額 7% の法人税額控除	取得価額 10% の法人税額控除
特別償却	30% の特別償却 (税額控除と選択)	即時償却 (税額控除と選択)
期間	2019 年 3 月 31 日まで	2021 年 3 月 31 日まで
認定取得までの期間	概ね 10 日程度	概ね 1 ヶ月

平成 31 年税制改正で 2 年間延長予定

### 固定資産税の事例計算

機械装置を購入した場合の固定資産税を比較してみます。(税率 1.4%)

機械装置 1,500 万円(耐用年数 8 年)を購入した場合

計画の提出	固定資産税 3 年間累計
なし	424,800 円
経営力向上計画	212,400 円
先端設備導入計画	0 円

計画の提出がない場合、3 年間で 424,800 円の固定資産税を納めることとなりますが、「経営力向上計画」の認定を受けた場合には半分の 212,400 円に、「先端設備導入計画」の認定を受けた場合には 0 円になります。たとえ 1.4% の税率でも 3 年間で大きく差が出てきます。

### 「先端設備等導入計画」と「経営力向上計画」を併用して活用

「先端設備等導入計画」と「経営力向上計画」はどちらかを選択ではなく、併用することができます。「経営力向上計画」を使って取得価額 10% の法人税額控除又は即時償却を使い、「先端設備等導入計画」を使って固定資産税を 3 年間ゼロにすることが可能です。どちらも工業会の証明書が必要で(共通様式)、どちらも会社の概要や課題等の記載事項があるなど、同時作成のメリットがありますので両方の認定を受けることをお勧めします。注意点として、「経営力向上計画」は設備の取得後でも 60 日以内なら認定を受けられますが、「先端設備等導入計画」については認定を受けてから設備を取得することが絶対条件になっています。

### まとめ

同じ設備投資をするにしても、計画の認定を受けているかで税額控除又は特別償却、固定資産税の特例など様々な面で差が出てきます。設備投資の予定がある方は計画の提出を検討してみたいでしょうか。計画の作成には弊社スタッフが対応させていただきます。お気軽にお声かけください。

樋口将志  
(以上)

